

工事内容	規模の条件	届出先	提出窓口
木造建築物の解体工事	延べ床面積 80㎡以上 300㎡以下 かつ 2階建て以下（地階除く）	士別市長	士別市 オンライン申請フォーム 「17.建設リサイクル法第10条届出」
木造以外の建築物の解体工事	延べ床面積 80㎡以上 200㎡以下 かつ 平屋建て		
(上記以外) 建築物の解体工事	延べ床面積 80㎡以上	北海道知事	北海道建築行政 事務処理システム 「Dシステム」
建築物の新築・増築工事	延べ床面積 500㎡以上		
建築物の修繕・模様替え工事 (リフォーム)	請負代金 1億円以上		
建築物以外の工事 (土木工事等)	請負代金 500万円以上		